

を強要したが拒まれ、文禄元年〔1592〕加藤清正・小西行長を先鋒に兵15万余を朝鮮に出兵、陸上では進撃を続けたが、水軍は大敗、翌年明使沈惟敬との間に和を講じた。これを文禄の役という。その後、慶長元年〔1596〕明使のもたらした『爾〔なんじ〕を封じて日本国王となす』とあるのを見て秀吉は激怒し、翌慶長2年再び出兵したが、遠征軍の士気揚らず、翌年の慶長3年秀吉の死を機に撤退した。

政宗も、文禄2年〔1593〕3月九州名護屋出帆、4月13日釜山上陸、戦地に在ること5か月、9月11日釜山を出発、18日名護屋に帰着した。臥龍梅は、この際持ち帰ったものと伝えられる。政宗の出兵についてはp.315の注(1)、その帰還についてはp.315の注(2)、また臥龍梅についてはp.315の「119. 臥龍梅のこと」参照。

注(1) 戦争で敵の武器や軍用品などを奪いとること。

資料 和漢三才図会（寺島良安）

大言海（大槻文彦）

大漢和辞典（諸橋轍次）

貞山公治家記録卷20上

米沢市史（米沢市）

85. 旧七北田村は宮城三十二か村の内か

問 「宮城郡誌」の七北田村の項に、七北田外六ヶの旧村は宮城三十二ヶ村の一つであると書いてあります。ここでいう宮城三十二ヶ村とは、どことどこですか。

答 「宮城郡誌」（宮城郡教育会。昭和3年発行、同47年復刻）の1,133ページに、『第九篇町村処誌、
第六項七北田村……（沿革）七北田外六ヶの旧村部落は、宮城三十二ヶ村のその一なり。……』とあるのが、問題の個所であります。当時の七北田村は、明治22年4月1日、町村制施行に際し、上谷刈村・古内村・野村・七北田村・市名坂村・松森村・北根村・荒巻村の旧8か村が合併して成立した村⁽¹⁾あります。⁽²⁾ところで、これらの旧8か村は、中世以来、国分33村と称せられてきた村々の中の8か村だったのです。従って、「宮城郡誌」の問題の個所の記述は適切ではなく、『宮城三十二ヶ村』は、『国分三十三ヶ村』と書き改められるべきであります。⁽³⁾

「国分三十三ヶ村」について、念のため、p.587～588の「201. 国分郷六村とは」に既述した部分を、下記に再掲して置きます。

『寛永17年〔1840〕から20年にかけて行われた寛永検地の結果、領内郡村が再編され、近世的な郡⁽¹¹⁾

村制度が確立されました。即ち、仙台領内の行政区画を公式には、21郡 970 村（ほかに常陸 17 村、下総 1 村、近江 20 村）としたが、磐井・栗原・桃生・志田・黒川・宮城の諸郡は大郡であるため、領内限りでこれを分割して郡並みにすることが統治上便宜で且つ実際的であったので、中世以来の区画をもとに 34 郡〔郡並み〕として、これを行政単位としたものが幕末まで行われたのです。その中で、宮城郡 78 村の公式郡村は、宮城郡 32 村・国分 33 村・高城 13 村の領内郡村に 3 分されたのです。この国分 33 村とは、作並・上愛子・下愛子・熊ヶ根・郷六・芋沢・大倉・福岡・朴沢・根白石・田中・小角〔おがく〕・実沢・野村・上谷刈・古内・荒巻・北根・七北田・市名坂・松森・鶴ヶ谷・小田原・苦竹・南ノ目・小泉・霞ノ目・長喜城・蒲ノ町・伊在・六丁目・荒井・荒浜の村々であります。村名の呼称は、すべて国分を冠して国分作並村、国分郷六村、国分福岡村などのようにしたのです。

国分の地名起源については、確たる根本史料がないが、木ノ下の陸奥国分寺を取り巻く村々であって、国分寺との関係があるものようです。このことは、貞治 2 年〔1363〕の「相馬文書」に『宮城郡国分寺郷』と記されているのが初見され、「国分」の由緒は、この「国分寺郷」にあるのではなかろ

（13）
（14）
なお、七北田村は昭和 30 年 4 月 1 日、根白石村と合併して泉村となり、同 32 年 8 月 1 日町制施行、昭うかといわれています。』

和 46 年 11 月 1 日に市制を施行して今日に及んでいます。

注(1) 「泉市誌」上巻に、

『七北田川中流右岸南側に位置し、東南は七北田・松森・北根と接し、西は荒巻・実沢の各村々と境して、北方の一部は七北田川を越えて、今の野村の西部にのびている。また北部沿岸の古内村を抱くように囲んでいる変形の村域である。西北部は古代から柳沢といわれ、南部は丸子といわれたと伝えている。中世ころから八木沢・長命・丸田沢・上谷刈などの呼称が生まれたらしい。段丘に拓かれた耕地が多く、昔は米の収穫は刈高で示す慣例があって、何十刈とか何百刈といった。こんなところから上谷刈といったのであろうか。中世時代の奥州山道は、荒巻から丸田沢一丸山の峠一二ツ谷一塚の下手から川を徒渉して本七北田から北上して黒川へと通ったといわれるが、上谷刈ではこの道を「秀衡街道」と昔から伝えている。堤は鱗沢堤・丸田沢西沢堤・山共沢堤の大堤をはじめ一六ヶ所の堤と二ヶ所の堰があった。古館としては長命館がある。中山御林の内とあるが、往古平泉藤原時代錦戸太郎国衡が築いた城という。平場とか二の丸平場、濠など確然とした遺構である。』

注(2) 「泉市誌」上巻に、

『上谷刈に抱かれたように七北田川右岸段丘が主で、一部川を越えて野村と境している。市域内最小の村であって、上谷刈肝入が兼務した。古内の地名は往昔（中世）下総国豊田郡古内村の地頭伊賀守義武の子孫が、奥州に下り国分氏に仕え古内に住むことになったことから、古内村の名が起ったという。後年古内氏が繁栄して、伊達家に仕え根白石に小角に岩沼に宮

崎にと分流し、伊達家の重要位置に就いている。中でも寛文〔1661～1673〕時代伊達家家老〔奉行〕の古内志摩義如をはじめ一族の墓所は、古内糺の慈眼寺山（通称）頂上にある。古内村についての記録は少なく、わずかに安永風土記と封内風土記に社寺の一部だけである。戸数九軒とある。賀茂神社は元禄年中〔1688～1704〕四代藩主綱村によって、塩釜神社から古内糺に遷宮されたものである。古内の小名南に雲水明神社がある。水の神様で、別名仁和多利社とも二渡社ともいいうが、今は雲水神社と呼ばれている。』とある。

注(3) 「泉市誌」上巻に、

『野村についても安永風土記御用書出がないので、当時の細目にわたる情況は知ることができない。野村は七北田川の左岸段丘を耕地に、西北背後の丘陵雜木山地帯は黒川郡境に続いている。西部は上谷刈村、東部は七北田村に、南部は七北田川を越えて上谷刈に接している。七北田川に沿った地帯は多少古内村や上谷刈村と接していたが、この地帯は早くから開拓されたと思われ、西から東へと続く一帯は一段高地となっており、地名の野は自然の野原であったことからの地名ではなかったかといわれる。やがて原野地帯も耕地が拓かれたので、背後の山地に用水溜池が造られていった。野村大堰をはじめ多くの堤がある。しかし水源となる丘陵は狭く大用水は望めなかった。それが……七北田村野山赤坂の将監溜池まで水を引いた新堰用水堀の、元禄時代〔1688～1704〕の開削完成によって、急速に開拓されたものと思考される。史実として他の記録によると、野村に居住したという白津氏・馬場氏・桂島氏・伊達村和〔むらより。4代綱村の弟〕。

小菅山御廟所

小菅山の墓地を土地では「ごべっしょ」といった。ごべっしょは御廟所のことと、殿様の御墓所という。これは伊達家三代綱宗の子である伊達村和の御廟所をいった。

村和の母は仙台萩〔寛文事件〕で有名な三澤初子（政岡〔誤り〕）である。元禄三年（一六九〇）綱村のとき、幕府に請うて三万石を分かち列候となし、桃生郡津山の邑主となった。元禄一二年九月村和江戸にいた。たまたま西久保四辻土器坊を通過するとき、扈從〔こしょう〕之士岡八郎兵衛（幕府書院番三〇〇石）が村和の隊列を横切った。「儀従を犯すものあらば之を斬る」という戦国の余習で乱闘となり、岡の佩刀を奪った。この事件が幕府に達し、幕命で村和の封邑が奪われて国分荘野村に幽閉された。岡八郎兵衛もまた終身禁錮に処せられた。村和は二〇年経って幽閉を許されたが、入道して定岳と号し仏道に帰依し、享保七年〔1722〕六月二十九日六二歳で没して、小菅山御廟所に葬られた。この年藩主吉村のとき、村和の子宮内村詮は柴田郡前川邑川崎に移封され、二〇〇〇石を賜わって一門に列せられた。年代は不明だが村和（定岳惠印寂照院）の墓が柴田郡川崎に改葬されたという。伊達家臣家譜記載の武士に、梅津氏・大浪氏・但木氏などがあるが、……大浪氏は大浪美作定義を祖として、政宗に従って伊達から移って野村に居住した。江戸大番士となり、六〇〇石の祿で

あった。後の大浪太兵衛成澄は祭祀奉行・町奉行などを勤めた。野村に田宅を置いたが、江戸詰めが多いため名代を大浪（大壽）に置いたので、今「なでやま」と呼ぶのは名代を置いた「なだい」の名残りといわれる。』とある。

- 注(4) 『奥州街道筋を中心に、北方は山の寺周辺から背後の山地がのび、端郷〔はごう。新開田の進行や人口増によってできた領内限りの新村。p 151の注(1)・p 248の注(3)を見よ〕といった大沢から西へと黒川郡境に囲まれて、西は野村と境して、南方は七北田川を越えて上谷刈村と接し、奥州街道をまたいで真美沢・八乙女で松森村と境し、東南は市名坂村で、南方は不整形な境界である。一七世紀初期の元和年間〔元和9年（1623）、「石母田家文書」103〕に奥州街道が開削されたことで、宿駅が設けられて以来七北田村となった。さらに七北田橋東側の石止が市名坂村に編入された。また奥州街道開削によって、北根村域であった杉の田・八乙女・真美沢などが七北田村となり、中世までは後の野村本七北田の七北田駅場を、新街道筋に移して七北田村とした。伝馬宿駅となった街道筋は、市名坂との境（十字）から坂道となり約五〇〇メートルに町並が造られて、この町並を町ヶ根ともいった。町ヶ根から間もなく北進して古刹山の寺参道入口であった。寺院には、小名の寺に竜門山洞雲寺……用水溜池の堤は赤坂大堤（将監堤）、八乙女鴨沢（真美沢）大堤ほか一五ヶ所があり、堰には新堰（堰元根白石）暗角堰など四ヶ所がある。〔下略〕』と『泉市誌』上巻にある。
- 注(5) 『石止あたりから七北田川左岸段丘を、松森村境伽藍までと長く、北は七北田村と境し、山岸・実相寺・本屋敷あたりから北東へ、七北田村と松森村間を細く山地に入り、黒川郡境までのびたT字型の村域である。奥州街道七北田橋から七北田村境十字路まで三〇〇メートルほどは、町並となり町場を形成していた。市名坂の地名は奥州街道開削〔元和9年（1623）〕までは極端な石ころ坂道で、石之坂ともいわれたという。中世の昔南北朝時代の鬼柳文書に、一名坂城の名称があり、足利方軍勢が南朝方大河戸らがたてこもった小曾沼城と一名坂城を攻略したとある。両城の位置は詳かではないが、一名坂城は今の七北田小学校あたりで、小曾沼城は高玉あたりといわれている。奥州街道開削によって、直線の町並として七北田町に接続した。そのころから三日一八日一一三日一一八日一二三日一二八日に市が開かれ、三八市とか六斎市といって経済の中心地となつたらしいが、七北田宿駅となって三〇数年経った万治年間〔1658～1661〕に新宿駅に立てられて発展した。古くは暦応元年（一三三八）山の寺を復興した加州金沢大乗寺の明峯素哲禪師の案内役をし、世話をした人が市名坂の佐藤藤左衛門であったという。その子孫が連綿と続いたのが、佐藤屋といわれて今日に至っている。神社三つ、市名坂村七北田村両村鎮守小名市名坂西裏仁和多利権現社（後の二柱神社）と、御靈明神社、……仁和多利権現社はもとは七北田修林壇に鎮座し国分氏の氏神であったが、寛文二年（一六六二）現在地に遷宮されて、両村鎮守として伊弉諾命〔いざなぎのみこと〕と伊弉冉命〔いざなみのみこと〕を祭神として二柱神社となる。御靈明神は伝説に有名

な石止明神で自然石の神体という（石止は一七世紀以前は北根村境であった）。用水溜池の堤九ヶ所と堰七ヶ所がある。〔下略〕』と『泉市誌』上巻にある。

注(6) 「泉市誌」上巻に、

『松森村は七北田村・市名坂村の東方で、東は岩切村に境した地域の七北田川左岸と、南方七北田川右岸段丘に続く丘陵地一帯で、鶴ヶ谷・仙台・北根・七北田各地と境している。村の中心地は左岸地域であって、中央に松森城（鶴ヶ城）址があって、背後山地は鍋山脊梁となり黒川郡との境界である。松森の集落は、松森城址の真下の内町・下町などで、南前面に耕地が開けている。松森城は内町背後七〇メートルの高地・平場に築かれた中世の山城である。平場は西に広く東に狭い本丸と、西前方を二の丸としている。本丸北背後と西の二の丸は自然の断崖となって、南前面に大手門や空濠が造られて防禦施設のあとがうかがわれる。松森城が別名鶴ヶ城といわれた所以は「鶴翼の陣」の鶴が翔び立つ姿に似ているからという。仙台藩中期の松森村は、安永風土記御用書出によると、田代〔p.248の注(5)参照〕八三貫七八六文、畠代〔p.249の注(7)参照〕一七貫八九文但茶畠三五六文で〔貫文制については p. 249の注(6)参照〕、内御蔵入〔p.249の注(8)参照〕一六貫九六七文、御給所〔おきっしょ。p.249の注(9)参照〕八三貫九〇八文と御給所が極めて多かった。人頭〔にんとう。p. 249の注(10)参照〕二六人、家数三六軒但名子〔p. 230の注(2)参照〕水呑〔p. 230の注(3)参照〕借屋〔p. 231の注(5)参照〕まで、男女二一二人、馬三四足であった。小名に内町・下町・岩崎・鹿島・台・関場・浦田・本田の八つがあり、屋敷名に、北屋敷・荒町屋敷・沢屋敷・砂押屋敷・内町屋敷・橋沢屋敷・柄窪屋敷・田中屋敷・中島屋敷・台屋敷・浦田屋敷・関場屋敷・内屋敷などがあった。山に浦田山・歩坂などがあるが、浦田山は御林〔p. 249の注(11)参照〕が多かった。用水溜池に、西沢堤・蒼嶋堤・銅ヶ沢堤・遠山沢堤・仏沢堤が七北田川左岸（川北側）にあり、右岸（南側）方面に前ヶ沢堤・天ヶ沢堤・浦田堤・後沢堤・八沢堤があった。堰は青津目堰一ヶ所であるが、岩切ほか下流用水堰で当村に水下の田はなかった。代数有之御百姓〔だいすうこれあるおひゃくしょう。p. 229の、94 「代数有之御百姓」「品替御百姓」「古人」とは何か、を参照〕に浦田屋敷弥治右衛門・関場屋敷十右衛門・内屋敷庄兵衛、品替御百姓〔しながわりおひゃくしょう。同前参照〕に北屋敷肝入〔きもいり。p. 232の注(8)参照〕二兵衛がある。神社に村鎮守熊野社と鹿島社がある。熊野社小名清水寺内で、往昔は国分鶴ヶ谷・市名坂・七北田・上谷刈・松森の五ヶ村鎮守と書出にあり、結城五郎勧請とあるので、中世中期の南北朝時代という古い由緒がある。……寺に松森山清水寺がある。開山は古く応仁年中（一四六八）天台の僧東海法師で、当時天台宗であったが、戦乱で荒廃し、後江戸時代の承応年中（一六五二～四）山の寺洞雲寺の末寺として復興され曹洞宗となつた。仙台藩の年中吉例行事の一つに、毎年正月三日野始逐鳥狩〔御野初、初鳥狩、観式ともいい、5代將軍綱吉の生類憐れみの令が出てから戯動（けどう）と称した〕があつ

た。藩主臨場の上、旗本諸士参列し多数の歩卒によって実戦に擬したものであった。岩切村から松森村にかけて、十一ヶ所に標幟場（お竜場）が設けられた。一番標幟場岩切邑の諏訪森・二番鳥居袖・三番峠ヶ森・四番花立・五番相間坂・六番入生田・七番陣ヶ森・八番松の木沢・九番台ヶ森・一〇番古館（松森城跡）——一番脇ヶ沢である。当時のお竜場絵図によると、歩坂あたりが御弁当場となっている。この行事はいつごろから始まりいつまで実施されたかは詳かではないが、松森村あげて設営準備に当ったことが伝えられている。綱村藩主時代藩内要所を四八館と称した。内、城・要害・所・在所の四種に区分されたが、国分松森村は在所となって矢野数馬が六〇〇石を拝領した。標幟場行事のあったおたつば絵図に、下方下町に矢野数馬林と記されている。また書出に、御藏場として浦田に御鉄砲御薬蔵が築かれている。松森浦田地区の小名長嶋ながくきである。この御薬蔵は種々の文献調査の結果正しくは松森焰硝蔵という。仙台藩焰硝蔵は藩の文献「軍器秘数」・「藩秘録」によると、仙台城下周辺の一本丸・国分鷺ヶ森・国分山中・国分松森・名取砂押の五ヶ所に焰硝蔵があった。その中の一つ松森浦田長嶋の焰硝蔵であった。築蔵年は詳かではないが、正徳五年（一六九二）の前記軍器秘数に記されているので、その以前にすでに築蔵されたものであろう。松森焰硝蔵は三棟あって、常に八〇〇〇貫（約三〇トン）の火薬を蔵すといわれた。昭和五七年にこの一帯に団地開発が行われることから、泉市教育委員会で発堀調査した。三基あったが、一基は年代不明だが爆発し二基の跡が残っていた。その規模は高さ三メートル幅六メートルの土壘の中に、縦一〇メートル横五メートルの火薬庫があった。山中五〇メートル×九〇メートルの地内に三庫の築蔵であった。原型が判明した二つの蔵跡はほぼ同型であったので、一つは宅造にまかせて一つが遺構として残された。この火薬庫は明治初期仙台に鎮台が置かれたときまで使用されたらしく、明治一三年ころ軍用地火薬庫敷として、民間に払下げられている。』とある。

注(7) p.246の「99. 旧北根村は無人の村であった」参照。昭和6年4月1日旧荒巻村と共に仙台市に編入。

注(8) 「角川日本地名大辞典4宮城県」に

『宮城郡国分山根通〔p.248の注(4)参照〕のうち。村高は「元禄郷帳」1,275石余、「天保郷帳」では1,630石余。「封内風土記」の戸口13。「残月台本荒萩」は、仙台城下の旧荒巻分として「東照宮の社より南へ、御宮町・六番丁通西側斗り、又同社より北六番丁通を西之八幡町限り、中島丁淀〔よどみ〕川岸限り、川内皆御城半分、片平丁米ケ袋、北は杉山台、南は広瀬川岸限り、若林御蔵あてに西進、東は東七番丁西うら六道辻、東六番丁を限り、皆々荒巻村也」と記し、近世仙台城下の大半を占める広大な地域だったことを伝えている。城下分の地域が抜けた後の荒巻村は、青葉山周辺から台原丘陵の丘陵地帯を主とする地域となつた。村内には神明宮が2社あり、うち1社は元和7年〔1621〕に伊達政宗の勧請によって

造営されたもので、伊勢内外宮を分霊し、その地を伊勢堂山と称した。仏堂は文珠堂1宇、藩士の嶺家が仮堂を建ててまつたものを5代藩主吉村が修覆料知行を与えて修造させたもの。嶺家は在郷除屋敷〔屋敷は畠地扱いで年貢が課されたが、除（じょ）とは免除のこと〕1軒を鶯巣山に与えられていたが、その屋敷内を最上〔山形〕への街道が通っていた（安永風土記）。道は奥州街道、羽州最上への街道、黒川郡へ通じる道の3筋があり、景勝の地としては仙台七崎のうちの鴉崎（文殊堂下）、田歌崎（東照宮と万寿寺の間）があった（封内風土記）。田歌崎は玉手崎ともいった。〔下略〕』

明治22年、荒巻村の内、字山上清水・滝前・宮裏・上郡山・中ノ澤部落を仙台市に分割編入した後、上谷刈村・古内村・野村・七北田村・市名坂・松森村・北根本と共に七北田村となった。昭和6年4月1日、旧北根村と共に仙台市に編入された。

注(9) 利府本郷・塩釜村・田子村・燕沢村・小鶴村・森郷・神谷沢村・岩切村・岡田村・沢乙村・南宮村・中野村・大代村・菅谷村・山王村・留谷村・飯土井村・下馬村・高崎村・浮島村・新田村・加瀬村・田中村〔東田中村〕・高橋村・笠神村・春日村・蒲生村・福室村・八島村・市川村・桂島・石浜。

注(10) p.588の注(8)参照。

注(11) p. 23の注(1)参照。

注(12) 高城本郷・桜渡戸村・竹谷村・赤沼村・松島村・根廻村・手樽村・小泉村〔北小泉村〕・初原村・幡谷村・磯崎村・寒風沢・野々島。

注(13) p.588の注(10)参照。

注(14) p.250の注(16)参照。

資料 宮城県史2

宮城県史3

86. 「山家横丁」〔やんべよこちょう〕とは何処か

問 東京の山家という友人から、仙台の「山家横丁」は何処か、先祖の出た所なので調べてほしいと依頼してきました。「山家横丁」とは何処のことですか。地元の人間に聞いてもわかりませんので。

答 戦前まで、東二番丁から西へ、東一番丁と直交し、これを貫いて国分町に至り、食い違いで立町に通する細道があって、これを立町通といっていました。この立町通の西半分、即ち東一番町と国分町間を「山家横丁」と俗称していたのでした。これは、東一番町が立町通と直交する西北角に、山家豊